

岩手大学大学院連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会規則

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の管理・運営の基本に関し、国立大学法人岩手大学、国立大学法人弘前大学及び国立大学法人山形大学（以下「構成法人」といい、各構成法人が設置する大学を「構成大学」という。）間の連絡調整を図るため、岩手大学に岩手大学大学院連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 構成法人の各学長
- 二 構成法人の管理運営担当の理事
- 三 研究科長
- 四 研究科長補佐
- 五 岩手大学の総合科学研究科農学専攻長又は地域創生専攻長、弘前大学の農学生命科学研究科長及び山形大学の農学研究科長
- 六 構成法人の各事務局長

(運営)

第3条 委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員会に委員長を置き、岩手大学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、研究科長がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、国立大学法人岩手大学総務部総務広報課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、帯広畜産大学配属の学生が在籍する間は、委員会の委員として帯広畜産大学を加えるものとする。